

2022年
4月から

成年年齢が18歳に！若者に多い契約のトラブル防止のポイント

民法改正で令和4年(2022年)から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者は取引の知識が不足し、判断力も未熟なことから法律で保護されますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分で様々な契約ができるようになります。その契約の責任も自分で負うことになります。



成年年齢になって“変わること”と“変わらないこと”

18歳からできること

- 親の同意なしでの契約
(クレジットカードを作る、
ローンを組む、携帯電話の契約、
ひとり暮らしの部屋を借りるなど)
- 10年間有効なパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- 結婚(男女とも18歳に統一)
- 性同一性障害の人の性別変更の申し立て
- 外国人の帰化(日本国籍の取得) など



20歳のまま変わらないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬や競輪、オートレースなどの
公営ギャンブル
- 中型自動車免許証等の取得
- 養子をとること
- 国民年金保険料の納付義務 など



2021年版『くらしの豆知識』
(国民生活センター発行)より

「契約」は生活のキホン

契約は、法的な拘束力を持つ約束のことです。当事者双方の合意があれば口約束でも成立します。勝手な理由で一方向的に解消することはできません。ただし、訪問販売や電話勧誘販売などクーリング・オフの適用が受けられる場合があります。



トラブルで困った時は下記の消費生活相談専用電話か、消費者ホットライン188まで

初めて賃貸住宅を借りるとき

契約前に部屋・設備の状況、周辺環境、交通など、快適な生活がおくれるかどうか必ず自分の目で確認しましょう。疑問点があれば遠慮せずに質問して十分に納得してから契約しましょう。入居してからは、部屋を適切に管理、使用しなければなりません。特にトラブルが多いのは、退去時の原状回復です。経年劣化や通常の使用による損耗は負担義務はありませんが、借主が不注意で付けてしまった傷や汚れなどの原状回復にかかる費用は借主負担となります。



知人からのうまい話は信じない

友人や先輩、SNSやマッチングアプリなどで知り合った人から「会わせたい人がいる」と誘われ、「入会金を払って、知人を紹介するとお金がもらえる」と、もうけ話を持ちかけられ、トラブル(借金を負う)になるケースがあります。うまい話を聞いても安易に入会してはいけません。断りにくいと思っても、きっぱり断りましょう。



ここが危ないクレジットカード

便利なクレジットカード。一括払いや分割払い、リボルビング払い(リボ払い)などの支払方法があり手数料がかかる場合があります。特にリボ払いは手数料も含めて毎月の支払額が一定のため、買物を繰り返していつまでも支払が終わらない状況になることがあるので注意しましょう。また、銀行口座残高の不足で信用信息が傷ついたり、紛失や盗難で悪用されたりする危険がありますから、注意点をしっかり理解して加入しましょう。



不安に思えばすぐ電話！

豊中市立 生活情報センターくらしかん
消費生活相談専用電話 06-6858-5070

裏面もご覧ください➡

気をつけよう、スマホやインターネットの落とし穴

ネット通販詐欺・模倣品サイト

インターネット通販で、代金を支払ったが商品が届かない、海外から粗悪な模倣品（偽物）が届いた、事業者と連絡が取れないなどのトラブルが発生しています。なかには、正規のサイトとそっくりりにコピーした画面で、個人情報やパスワードをだまし取り被害が拡大するケースもあります。

このような被害に気付いた場合は、すぐにすべてのパスワードを変更します。クレジットカード番号を入力している場合は、クレジット会社にカード番号の変更を申し出てください。



フリマサービスのトラブル

インターネット上で個人同士が商品などを売買できるフリーマーケット（フリマ）で、偽物が送られてきたり代金が支払われなかったりする悪質な取引が増えています。フリマでのトラブルは当事者間（売り主と買い主）で解決しなければならず大変です。運営会社は、取引ルールを詳細に設けています。

利用する時は、その内容をしっかり確認し取引ルールを必ず守りましょう。



お試しのつもりが定期購入に

「1回目 90% OFF」「初回は0円（送料のみ）」などと広告した化粧品や健康食品を気軽に注文したら、実は定期購入が条件で最終的に想定以上の代金を支払わなければならないというインターネットでの通信販売のトラブルが増えています。通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。商品を注文する際は、定期購入が条件になっていないか、総額がいくらかはもちろんのこと、解約・返品が可能かなど、サイト内で条件をしっかりと確認しましょう。



スマホでの決済の注意点

買物の支払で「〇〇Pay（ペイ）」と呼ばれるスマホ決済ができるお店が増えています。簡単にアプリで登録でき、便利で使いやすい決済方法ですが様々な問題が生じています。スマホを紛失して電子マネーが勝手に使われたり、キャンセルした商品の代金が取り消されず請求されたなどのトラブルが発生しています。トラブルを防ぐためには、注意事項を事前にしっかりと確認して、アプリ運営会社や登録したクレジット会社にすぐ連絡できる体制をとっておきましょう。



オンラインゲームの高額課金トラブル

オンラインゲームに夢中になり、アイテムやキャラクターなどを入手するため、親のクレジットカードを無断で使用して高額な課金をしたというトラブルの相談が増えています。オンラインゲームを利用する際は、料金や契約内容・解約条件などをしっかりと事前に確認しましょう。また、利用時間や課金上限額等のルールを家族と話し合ってから決めて、その範囲内で楽しみましょう。



犯罪につながるアルバイトに注意！

友人や先輩から「ATMからお金を下ろすだけ」「スーツを着てお金を受け取るだけ」などと誘われて、アルバイトの感覚で特殊詐欺に加担してしまうケースがあります。一度引受けると逮捕されるまで利用され、自分の人生を台無しにしてしまうこともあります。誘われてもきっぱりと断りましょう。電話を掛けてだます「掛け子」、金融機関等でお金を引き出す「出し子」、金品を受け取る「受け子」などは犯罪者になる危険があります。絶対にやってはいけません。（詐欺罪は刑法で10年以下の懲役）

